

神戸市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は神戸市（以下「市」という。）の地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及拡大を図り、温室効果ガスの削減を推進するため、市が行う住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金交付の対象は、第3条に定める要件に適合する住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）の設置（以下「補助事業」という。）に要する費用であって、市内の自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する個人のうち、平成28年4月1日以降に対象システム設置工事請負契約または対象システム付建売住宅売買契約をした者（以下「補助事業者」という。）とする。但し、同一補助事業者からの申請は同一年度内に1システム限りとし、同一対象システムに関する申請は過年度を含め1回限りとする。

(対象システム)

第3条 対象システムは、電気事業者との電力受給を発電設備区分「太陽光10kW未満」で実施しているシステムとする。（なお、システムは未使用のものであること。）なお補助事業にあたっては、建築基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

(補助金の額)

第4条 市長が補助事業者に対して交付する補助金の額は、太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり10,000円とし、100円未満は切り捨て、1件あたりの上限は30,000円とする。

太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり10,000円（上限30,000円）で100円未満を切り捨てた額をシステム設置経費が下回る場合は、設置経費の100円未満を切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を平成30年3月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1）
 - (2) 対象システム設置工事請負契約書または対象システム付建売住宅売買契約書の写し
 - (3) 住民票または建物登記簿謄本の写し
 - (4) 電力受給確認書の写し
 - (5) 出力対比表
 - (6) パワーコンディショナーの型式名及び製造番号が確認できる写真か保証書または検査成績証の写しいずれか一つ
 - (7) 領収書か請求書の写しまたは太陽光発電システム設置金額証明書（様式第2）のいずれか一つ
 - (8) こうべCO2バンク入会申込書
 - (9) 住宅を借りているものにあつては、当該住宅について権原を有している者の太陽光発電システム設置に係る承諾書
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- （補助金交付申請の受付）

第6条 市長は、予算の範囲内において、前条による補助事業者からの補助金交付申請を受け付ける。

- 2 前項により受け付けた補助金交付申請の補助申請額の合計が予算を超える場合は、予算を超える日の申請者全員を対象として市による抽選を行い、補助金の交付予定者を決定する。

（補助金交付申請の調査及び決定）

第7条 市長は、第5条による補助金交付申請を受け付けたときは、書類を審査し、必要な調査を行うとともに、必要に応じて補助事業者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

- 2 市長は、補助金の額を確定し、補助事業者に対し次に掲げる書類をもって通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定兼補助金額確定通知書（様式第3）

- (2) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、第1項の調査等により補助金等の交付を不相当と認めるときは、速やかに補助金等の交付を申請した者に対し、次に掲げる書類をもって通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第4）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の支払い)

第8条 補助事業者は、前条第2項の規定により補助金額の確定の後、市長に対し、補助金交付請求書(様式第5)により平成30年3月30日までに補助金の請求を行わなければならない。

2 市長は、請求書受領後、速やかに補助事業者に対し補助金を支払うものとする。

(手続代行者)

第9条 補助事業者は、第5条に基づく補助金交付申請について、対象システムを販売する者等(以下「手続代行者」という。)に対して、これらの手続きの代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きに誠意をもって実施するものとする。また本手続きの代行を通じ補助金交付申請を行う者及び補助事業者に関して得た情報は、神戸市個人情報保護条例に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が、第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができる。

(対象システムの処分制限及び補助金の返還)

第10条 補助金の交付を受けた者は、対象システムの耐用年数の期間(17年)内に、当該対象システムを処分しようとする場合は、事前に財産処分承認申請書(様式第6)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が、前項の規定により承認を受けて対象システムを処分するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

3 市長は、第1項による財産処分の承認を行うときは、財産処分承認を申請した者に対し、次に掲げる書類をもって通知するものとする。

(1) 財産処分承認通知書(様式第7)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定の取り消し等)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は既に補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請によって補助を受けようとし、又は受けたとき。

(2) その他市長が補助の決定の取消の必要を認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第13条 市長は、補助金交付予定者又は交付を受けた者に対し、市または市関係会議等が行う調査、普及啓発事業等について協力を求めることができる。

(紛争)

第14条 本事業の対象システムに関する契約、工事、運転管理等に関する紛争が生じても、市は一切介入しないものとする。

(委任)

第15条 この要綱により定めるものの他、補助金の施行について必要な事項は、市環境局長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年12月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は,平成 24 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は,平成 24 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は,平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は,平成 25 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は,平成 26 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は,平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は,平成 28 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は,平成 29 年 6 月 8 日から施行する。